

2. 連携事業の推進

(1) 海岸行政の連携の仕組み

海岸行政は、後背地の土地利用や港などの施設と一体的、効率的に管理する必要があることから、区間を分担して行政運営を行っています。統一した行政運営により事業等の調整を推進しています。

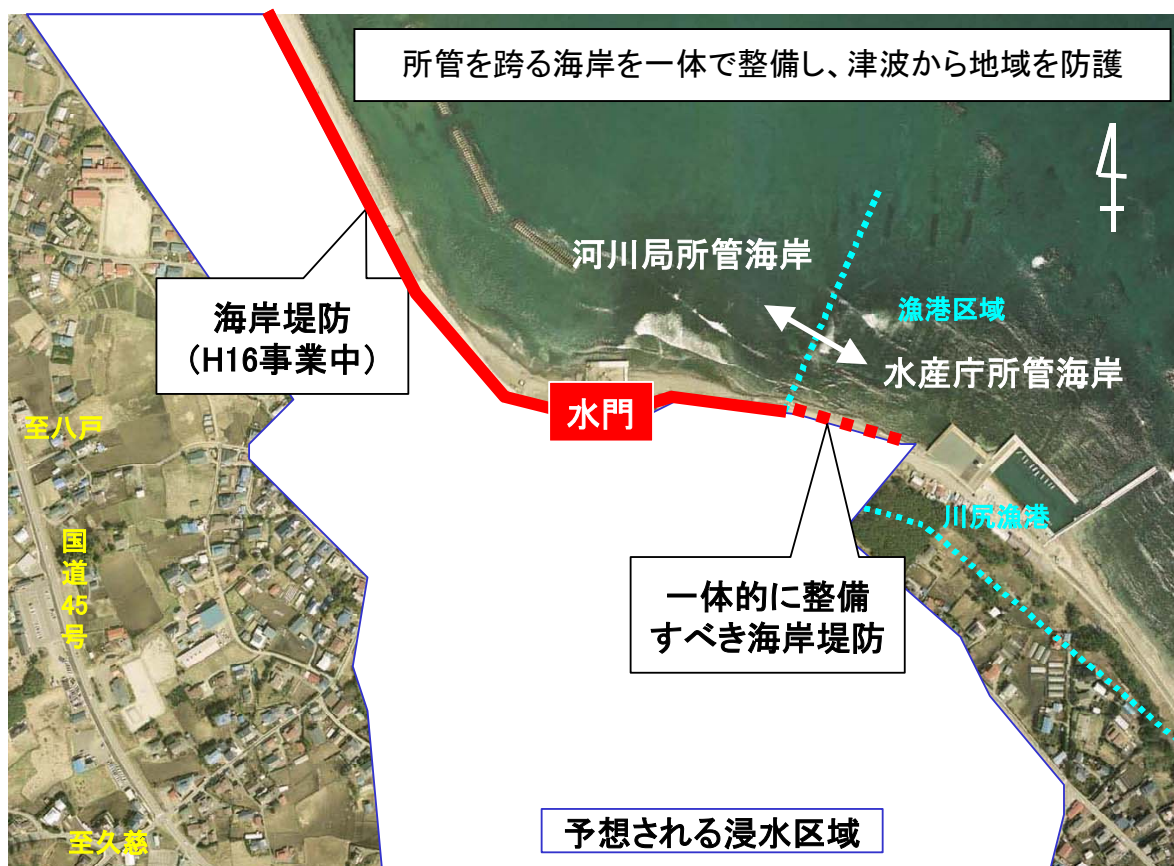
〔事業等の調整の仕組み〕

統一した行政運営

- ・ 海岸省庁で「海岸保全行政事務中央連絡協議会」を設置 昭和38年
- ・ 海岸を有する全都道府県に連絡調整会議を設置完了 平成 6年
- 技術基準・採択基準の統一、連携事業の調整等を実施
- 知事が一体として「海岸保全基本計画」を策定するよう海岸法を改正 平成11年

(2) 異なる所管海岸を一連施設として整備する制度を活用

海岸法では、国土交通大臣と農林水産大臣が協議して、1大臣が一連施設として所掌する仕組みが規定されています。この法規定を適切に運用し、事業の連携を図っています。(例：岩手県 種市町 平内海岸)



岩手県平内海岸は、水産庁所管の海岸部分の開口部対策等を協議の上、国土交通省(河川局)所管事業で事業を実施することとしています。

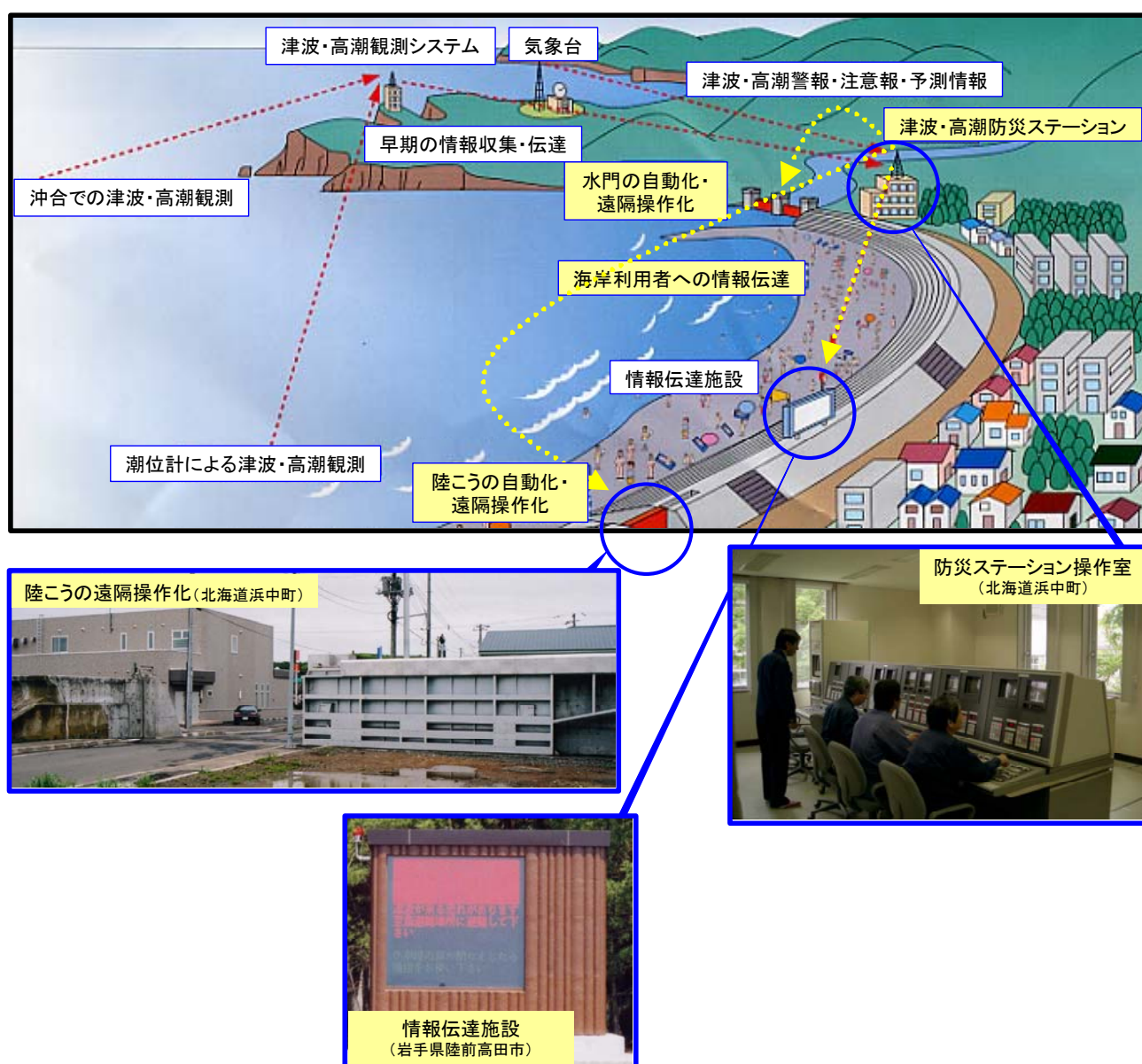
(3) 具体的な連携事業

① 津波危機管理対策事業(仮称)(新規)[再掲]

東海、東南海・南海地震等に伴う津波に対して、人命を最優先に防護する危機管理対策として、一連区間の海岸において既存の海岸保全施設を最大限有効活用する必要があります。このため、地方が作成する津波防災対策計画に基づき、緊急的に防災機能を発揮するための対策を総合的に実施するため、関係省庁が連携して助成する事業を創設します。

② 津波・高潮防災ステーション事業

地震情報、津波情報を気象台から24時間リアルタイムで収集し、住民等へ迅速に提供するとともに、各地区の海岸にある水門を一箇所で集中管理して津波発生時には遠隔操作で閉鎖すること等が可能となる事業です。(例:岩手県 種市町)



③渚の創生事業

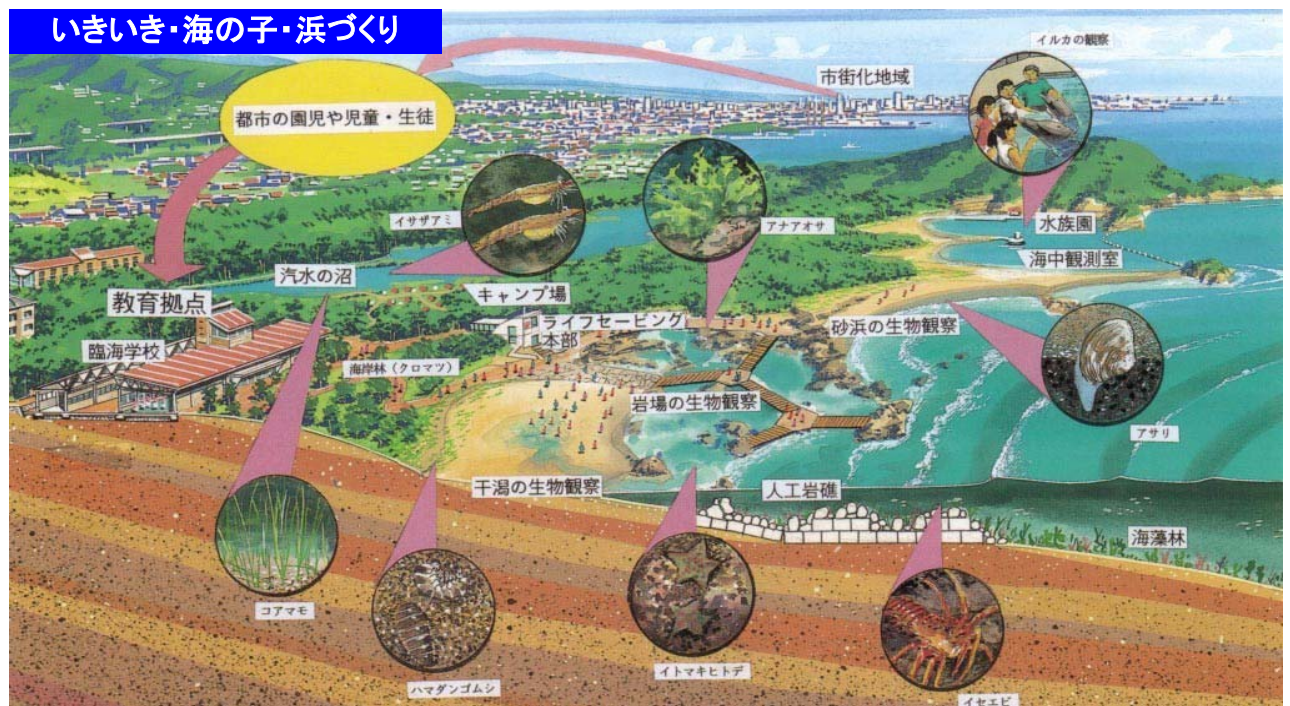
海岸、漁港、河川等の各事業者が連携して、砂浜を創出保全する海岸侵食対策と、漁港、河川等の異常堆積土砂の除去対策を一体となって実施します。これにより、土砂購入・運搬コストの縮減、土砂という自然資材の有効活用が図れます。(例: 茨城県 鹿嶋市 鹿嶋海岸)



渚の創生事業のイメージ図

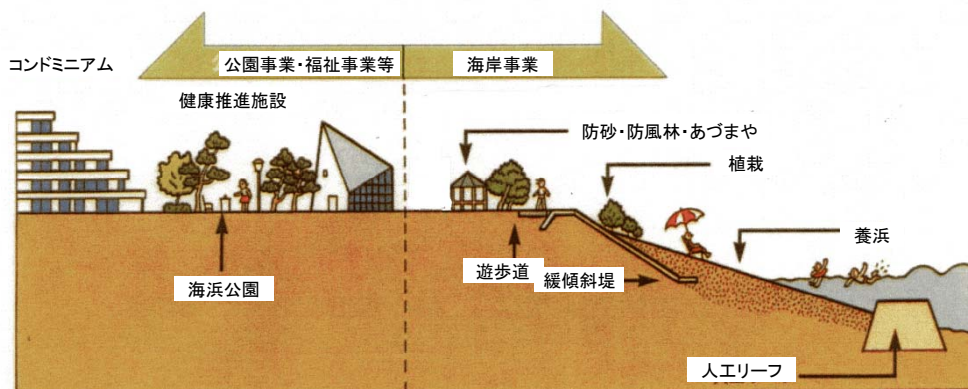
④いきいき・海の子・浜づくり

少年自然の家等の教育関連施設整備や野外学習、環境教育支援プログラムの実施と連携し、緩傾斜堤防の整備、海浜静穏域の形成のための人工リーフ等の整備を実施します。(例: 兵庫県 淡路町 田之代海岸)



⑤海と緑の健康地域づくり(健康海岸事業)

厚生労働省が指定する健康文化都市と連携して「海と緑の健康地域」を指定し、海水浴や海洋療法のための健康増進施設整備とあわせ、周辺の砂浜の保全・再生と利用に配慮した、緩傾斜堤防、人工リーフ等の整備を実施します。(例:兵庫県 五色町 都志海岸)



健康海岸の整備(イメージ)

⑥自然豊かな海と森の整備対策事業(白砂青松の創出)

海岸侵食により白砂青松が失われつつある海岸において、林野庁所管の治山事業と海岸保全施設等の整備計画を一体的に策定し、海岸事業と治山事業が連携することにより、自然豊かな利用しやすい海岸環境を創出します。(例:鳥取県 福部村 福部・湯山海岸)



美しい白砂青松
(静岡県 静岡市 清水海岸)